

大学等における安全保障貿易管理 に関する現状と課題

山形大学大学院
理工学研究科
足立 和成

安全保障輸出管理体制構築に伴う大学等に固有の問題の概観(その1)

1. 留学生や訪問外国研究者等の人への技術提供がその主要な対象

企業とは異なり、「貨物」の輸出に関わるものは多くない。教育や学術交流上の配慮が求められる点で、輸出管理担当適任者を企業等での輸出管理経験者に求めることは難しい。

2. 広範な分野の技術情報管理

単に技術分野が広いだけでなく、研究が学際化しており、大学内の技術情報の管理は至難の業。

安全保障輸出管理体制構築に伴う大学等に固有の問題の概観(その2)

3. 新しい外国人在留管理制度と留学生の外為法上の居住性判断の問題

再入国許可が不要となる場合が増えると考えられるので、個々の留学生の行動の把握ができていないと、居住性判断が難しくなる場合がある。

4. 知的財産管理との整合性の問題

技術情報における「公知」概念が、特許法と外為法の枠組みでは大きく異なるため、学内の技術情報管理が二元化する懸念がある。

安全保障輸出管理体制構築に伴う大学等に固有の問題の概観(その3)

5. 日常業務と安全保障貿易管理との関係がその構成員に理解されにくい問題

我国の大学の組織文化が、この問題を難しくさせている「側面」はある。

また、国際的学術交流の主たる担い手である国立大学は、平成15年度までは国の機関の一部であったため、その「輸出」行為は「政府機関の行為」として主務官庁による直接的な規制の対象から外れていた(外為法第66条)。

広範な分野における技術情報管理

- 大学における研究に関わる技術分野は、企業が取り扱う技術分野とは比較にならない程広い。
- さらに、大学における研究はその学際化が進んでおり、それに関わる技術情報の管理をさらに困難にしているため、単純な「濃淡管理」では対応が難しい。分かり易い極端な例としては、文学部考古学科における遺跡探査技術(地中探査レーダーやフラックスゲート磁力計、地中音響探査用の超磁歪素子)等。
- 企業での輸出管理とは根本的に異なり、担当人材を外部に頼ることが難しい。

新しい外国人在留管理制度と留学生の外為法上の居住性判断の問題(その1)

(1) 外国人登録証明書の廃止

在留カード(常時携帯義務あり)を入管で交付。地方自治体は住民基本台帳法に基づき、外国人もその住民として把握する。

(2) 留学生の最長在留期間延長

2年3ヶ月 → 4年3ヶ月

(3) 留学生の再入国条件の大幅緩和

在留期間内なら、1年以内の出国後の再入国許可が不要になる。

新しい外国人在留管理制度と留学生の外為法上の居住性判断の問題(その2)

(4) 特別永住者の処遇の改善

入管特例法の定める特別永住者には、在留カードではなく、特別永住者証明書が交付され、これは、従来の外国人登録証明書とは異なり、常時携帯義務がない。特別永住者は、日本出国後2年以内に再入国する場合の再入国許可は不要になる。

日本の国際化という観点からは、これらは望ましい改正であるが、在留外国人の出入国が容易になることで、大学が留学生の居所や出入国の状況を把握し、その外為法上の「居住性」等を判断することが難しくなる恐れがある。

留学生や外国人研究者の「居住性」の判断

- 原則として、日本に入国してから半年以内の外国人で日本の法人等に雇用されていない者や、外国に2年以上居住した日本人で一時帰国してから半年以内の者は、外為法上は「非居住者」と解される。それ以外の「**居住者**」への**技術提供は規制対象外**。
- 日本に入国後半年が経過して「居住者」となった留学生が一時帰国したとしても、その所属大学や居所を変えていない場合、一般的には依然「居住者」と考えられる(経産省発行「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス」)が、それ以外の場合、一概には判断できない。

懸念される国籍による差別

そもそも外為法による「非居住者」への技術提供（「役務」）の規制は、当該行為自体を一律に禁止するものではない。

しかし、規制対象か否かの判断（該非判定）に混乱が生じた場合、問題が起きることを大学が恐れるあまり、外国ユーザリスト掲載機関が多数存在する非ホワイト国の国籍を持つ留学生、なかでも特別永住者の学生に対して差別的な対応をすることが懸念される。

知的財産管理との整合性の問題(1)

- 特定少数の者しか知らない技術情報であっても、他者が適法に「知り得る」ものなら、特許法29条にける新規性の解釈上は、「公知」のものであり、不正競争防止法における「営業秘密」でもないため、知的財産管理上は特に留意すべきものではない。
- 一方、現に不特定多数の者に公開されているか、入手可能な技術情報でないと、外為法上は、「公知」のものとはみなされないので、たとえ特許法上は「公知」のものであっても、輸出管理上は依然留意すべきものになる。

知的財産戦略との整合性の問題(2)

- 輸出管理を大学全体で一元的に行おうとすると、前述の「公知」の解釈概念が法律間で異なるため、学内での技術情報管理が知的財産本部等のそれと並立して二元化し、混乱を生みかねない。特に職務発明の範囲を広げると、その管理が多岐にわたり、大変なことになる可能性がある。
- 大学の輸出管理を知的財産本部に行わせようにも、その業務の中核である留学生の管理はまず出来ない(教務や学生指導の経験者は、知的財産本部にはいないのが普通)。

まとめ

高等教育・学術研究組織という大学の社会的機能と密接に結び付いた組織特性を無視しては、その安全保障輸出管理体制の構築は出来ない。

どのような組織においても、その実態を踏まえた実効性のある新たな管理体制の構築には、その構成員を対象にした地道な啓蒙活動を継続的に行っていくとともに、既存の部署間の連携を積極的に図っていく以外に、本質的には方法はない。

大学における安全保障輸出管理体制の構築はとりわけ、そうした性質のものであると言える。